

第3部

県の環境保全に対する取組

第1章 県の率直的な取組

県では、率先して温室効果ガスの排出削減等に取り組むため、省資源・省エネルギーなどの具体的な取組目標を盛り込んだ「環境保全のための『長野県職員率先実行計画』（第4次改定版）」を策定し、実践活動の徹底を図っています。

1 「環境保全のための『長野県職員率先実行計画』」

地球温暖化は、生物の生存基盤に関わる問題として世界共通の大きな課題です。平成9年12月に開催された「地球温暖化防止京都会議（COP3）」で、日本は温室効果ガスの総排出量を平成20年から平成24年までの期間中に平成2年比6%の削減を約束しました。

これを受け、平成11年4月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対し「温室効果ガスの排出抑制のための実行計画」の策定と取組状況の公表が義務付けられました。

県では、平成13年9月に、「長野県地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガス削減の数値目標を設定するとともに、自らの事務事業における対策を具体的に定めた「環境保全のための率先実行計画」を県庁や合同庁舎などで策定しました。平成17年9月には、「長野県地球温暖化防止実行計画」及び「環境保全のための率先実行計画（第2次）」の計画期間の終了に伴い、両計画を統合し「地球温暖化防止『長野県職員率先実行計画』（第3次改正版）」を策定し、平成23年4月には、第3次計画期間の終了に伴い、「環境保全のための『長野県職員率先実行計画』（第4次改定版）」を策定しました。

現行の率先実行計画では、県の全機関を対象とした温室効果ガスの排出量の削減目標と、環境に配慮した行動目標を設定し、県も自らが温室効果ガスを排出している一事業者であることを認識し、地球環境に配慮した事務事業を推進することとしました。（表3-1-1）

環境方針—持続可能な地域社会を将来の世代へ

1 基本理念

長野県民は、美しく豊かな自然の恵みの中で、歴史を刻み、文化を築き上げてきました。

しかし、今日の社会経済活動は、生活に利便性や豊かさをもたらした一方で、地域の環境だけでなく、全ての生物の生存基盤である地球環境までも損なうおそれを生じさせています。また、福島第一原子力発電所の事故を背景とし、人々の生活環境やエネルギー問題への関心が高まっています。

そこで、長野県は、職員一丸となって、循環を基調とする社会の構築や自然と共生する環境づくりなどに率先して取り組み、全ての県民とともに、将来の世代へ誇りを持って引き継げる、環境に配慮した持続可能な地域社会を築くことを決意します。

2 基本方針

私たちは、独自の環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」の運用により、以下のとおり、環境配慮の取組を推進します。

- (1) 一事業者として、省資源・省エネルギーの取組を積極的に実践するなど、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- (2) 環境基本計画に基づいて環境保全施策を推進するとともに、環境分野以外の施策の推進に当たっても最大限環境に配慮し、地域の豊かな環境の保全及び創造に向けた取組を進めます。

平成24年4月1日

長野県知事

表3-1-1 長野県職員率先実行計画（環境マネジメントシステム）環境目標

【削減目標】 県の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を平成27年度までに基準年度（平成21年度）比で10%以上削減する。（7,812 t-CO₂以上の削減）

取組項目		取組内容	数値目標
省エネルギー	(1)省エネルギーの推進	①電気使用量の削減	基準年度比 7%以上削減
		②燃料使用量の削減	基準年度比 13%以上削減
		③公用車の省エネルギー (燃料の削減・低燃費車等の導入)	基準年度比 20%以上削減
	(2)新エネルギーの導入	①太陽光エネルギーの活用	-
		②木材のエネルギー利用	-
		③未利用エネルギーの活用	-
(3)県有施設グリーン化促進の 仕組構築	①省エネ改修の仕組の構築・運用	-	
省資源	(4)省資源・ごみの減化	①水道使用の削減	基準年度比 10%以上削減
		②用紙類の削減	基準年以下とする
		③廃棄物の減量とリサイクル	基準年度比 30%以上削減
その他の取組	(5)職員の環境保全率先行動	①ノーマイカー通勤の推進	-
		②環境目標設定と環境保全意識向上	-
	(6)環境配慮契約・ グリーン購入推進	①紙類・文具類・電化製品等の購入	-
		②印刷物の発注	-
		③次世代自動車・低燃費等の導入	-
		④電力、自動車、建築物改修契約	更新時の 100%導入
	(7)公共工事の発注	①公共事業の環境配慮	-
		②公共建築物、設備の省エネルギー	-
		③公共施設の木・木質	-
	(8)環境に配慮したイベントの 開催	①エコイベントの実施	-
		②会議、研修会等の開催時の環境配慮	-
	(9)庁舎・敷地の環境美化等	①庁舎敷地内の緑化、周辺環境美化	-
②公共交通案内と駐輪場の整備		-	

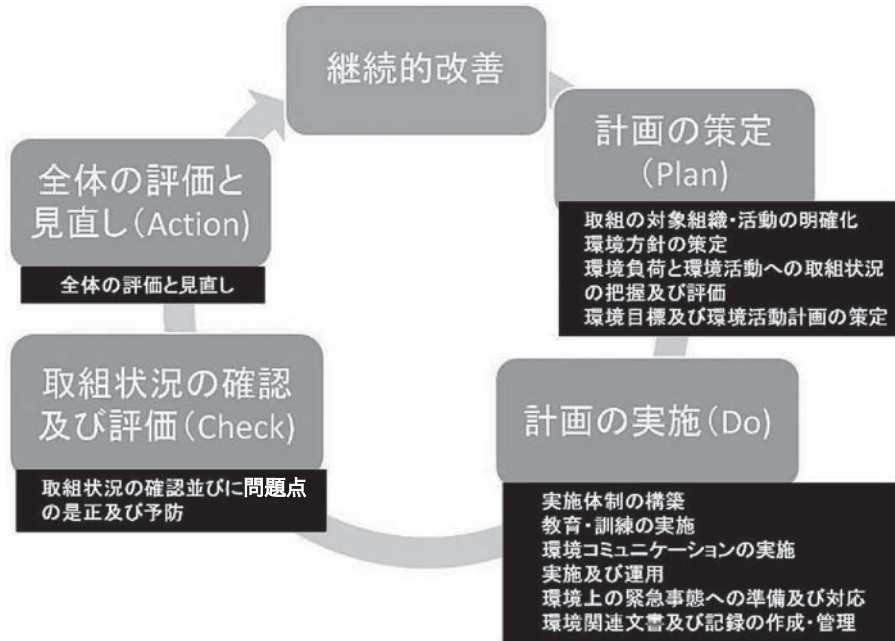
(基準年度：平成21年度)

2 環境マネジメントシステムの取組

県では、平成13年2月に県庁舎においてISO14001の認証・登録を受け、平成19年5月には、全ての県機関を対象に環境マネジメントシステム「エコアクション21」を導入しました。

そして、これまで約10年の運用経験を踏まえて、取組の実効性・効率性を一層高めるため、県独自のシステム「エコマネジメント長野」を構築し、平成24年4月より運用を開始しました。

率先実行計画に定める目標の達成に向け、具体的な削減目標を設定し、PDCAサイクル*の運用を通じた効果的な進捗管理を行い、地球温暖化対策を始めとする環境保全活動全般に一体的に取り組むなど、県自らも環境に配慮した事務事業の実施を推進しました。



平成28年度 信州豊かな環境づくり県民会議 環境保全に関するポスターコンクール優秀作品(高校生の部)



長野県松本県ヶ丘高等学校2年
的場 優衣さん



長野県伊那北高等学校2年
酒井 楓さん



長野県松本県ヶ丘高等学校1年
丸山 陽さん

* PDCAサイクル→p.182